

入境旅客攜帶自用藥物限量表(台灣に入国する際に適用される)

自用藥物及錠狀、膠囊狀食品 (個人用藥及び錠劑、カプセル状食品)

| 類別 | 規定 | 備 註 |
|---------------------|--|--|
| <p>西藥 (西洋藥)</p> | <p>一、非處方藥每種至多十二瓶(盒、罐、條、支)，合計以不超過三十六瓶(盒、罐、條、支)為限。非處方藥是一種類につき 12 本(箱、缶)を上限とします。各種類の合計本数は 36 本(箱、缶)を上限とします。</p> <p>二、處方藥未攜帶醫師處方箋(或證明文件)以二個月用量為限。處方藥攜帶醫師處方箋(或證明文件)者不得超過處方箋(或證明文件)開立之合理用量，且以六個月用量為限。 処方薬であるが医師によつて発行された処方箋（または証明書類）を提示しない場合は、2ヶ月分の使用量に限ります。処方箋（または証明書類）を提示する場合は処方箋に書かれた適当な使用量の6ヶ月分を上限とします。</p> <p>三、針劑產品須攜帶醫師處方箋(或證明文件)。 注射薬を持込む場合は医師によつて発行された処方箋（または証明書類）が必要となります。</p> | <p>一、旅客或隨交通工具服務人員攜帶自用之藥物，不得供非自用之用途。旅行者または乗務員が携帯する個人的に使用する薬品は自分用以外の用途が認めません。</p> <p>二、旅客或隨交通工具服務人員攜帶之管制藥品，須憑醫療院所之醫師處方箋(或出具之證明文件)，並以治療其本人疾病者為限，其攜帶量不得超過該醫師處方箋(或出具之證明文件)，且以六個月用量為限。 旅行者または乗務員が規制薬品を携帯する場合、病院や医療所に所属する医師によつて発行された処方箋（または証明書類）を提示、かつ本人の病気を治療するためのものに限ります。携帯できる量は処方箋（または証明書類）数量を超えてはいけません。かつ、6ヶ月分を上限とします。</p> <p>三、藥品成分含保育類物種者，應先取得主管機關(農委會)同意始可攜帶入境。 薬品成分に保育類のものが含まれている場合、主管省庁（農業委員会）に事前申告し、許可文書を取得しなければ持込めません。</p> |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| <p>中藥材及中藥製劑 (漢方藥材及び漢方製劑)</p> | <p>一、中藥材每種至多一公斤，合計不得超過十二種。 漢方藥材は一種類につき1キ口、合計12種類を上限とします。</p> <p>二、中藥製劑(藥品)每種至多十二瓶(盒)，合計以不超過三十六瓶(盒)為限。 漢方製劑(藥品)一種類につき12本(箱)、合計36本(箱)を上限とします。</p> <p>三、於前述限量外攜帶入境之中藥材及中藥製劑(藥品)，應檢附醫療證明文件(如醫師診斷證明)，且不逾三個月用量為限。 上記の制限數量を超えた漢方藥材及び漢方製劑(藥品)を携込む場合、医療證明書類(例えば、醫師診斷證明)を提示し、且つ3ヶ月内の使用量を上限とします。</p> | <p>四、回航船員或航空器服務人員，其攜帶自用藥品進口，不具有醫師處方箋或出具之證明文件，其攜帶數量不得超過表訂限量之二分之一。 帰航する船員または飛行機乗務員は医師によって発行された処方箋または証明書類を提出できない場合、持込める薬品数量は制限数量の2分の1とします。</p> <p>五、我國以處方藥管理之藥品，如國外係以非處方藥管理者適用非處方藥之限量規定。 わが国では処方薬として管理している薬品は、他国で非処方薬として管理する場合は、非処方薬としての数量制限に適用します。</p> <p>六、本表所定之產品種類：瓶(盒、罐、條、支、包、袋)等均以「原包裝」為限。 本表所定の本、箱、缶、バック、袋などの製品単位は「オリジナルパッケージング」と指します。</p> |
| <p>錠狀、膠囊狀食品 (錠劑、カプセル状食品)</p> | <p>每種至多十二瓶(盒、罐、包、袋)，合計以不超過三十六瓶(盒、罐、包、袋)為限。 一種類につき12本(箱、缶、袋)、各種類の合計本数は36本(箱、缶、袋)を上限とします。</p> | |
| <p>隱形眼鏡 (コンタクトレンズ)</p> | <p>單一度數六十片，惟每人以單一品牌及二種不同度數為限。 一度数のレンズを60枚と限りますが、一人につき同じブランドであれば、異なった度数を二種類持込めます。</p> | |

日本語訳と中国語原文の不一致がみられる場合、中国語の規定に従ってください。